

第95号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年11月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

市長及び副市長の期末手当の額を改定するため、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。